

厚生労働省  
東京労働局発表  
平成27年10月28日

担 当	東京労働局労働基準部監督課 課長 樋口 雄一 主任監察監督官 古賀 睦之
	電話 03-3512-1612 FAX 03-3512-1556

## 「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します

～東京労働局長が長時間労働削減をはじめとする「働き方変革」について使用者団体等に  
要請しました～

東京労働局（局長：渡延 忠）では、厚生労働省に設置された「長時間労働削減推進本部」の決定を踏まえ、「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

今年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015－未来への投資・生産性革命－」において、「働き方改革の実行・実現」のため「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、「過労死等防止対策推進法」において11月は過労死等防止啓発月間とされるなど、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっています。

今回のキャンペーンでは、過重労働に関する全国一斉の無料電話相談や著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導といった取組により、長時間労働削減に向けた取組を推進していきます。なお、今回のキャンペーン実施に先立ち、東京労働局長が使用者団体等を訪れ、協力要請も行いました。

### 1 電話相談を実施します

#### (1) 「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)

全国一斉に実施される「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)に、東京労働局等の担当官が相談に対応します。【別紙リーフレットもご参照ください】

実施日時： 11月7日(土) 9:00 ～ 17:00

フリーダイヤル： 0120 - 794 - 713

なくしましょう ながいざんぎょう

- ・ 実施場所は、新宿労働基準監督署（新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎）3階会議室です。
- ・ 当日の取材をご希望の場合は、必ず事前に下記まで、代表者・人数等をご連絡ください。

～11/6まで → 03-3512-1612（東京労働局 労働基準部監督課）

- ・ 撮影・録音は可能ですが、個人・企業が特定されないよう、ご配慮ください。
- ・ 当日は、職員の指示に従ってください。

## 2 重点監督を実施します

### (1) 監督の対象とする事業場等

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施。
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施。  
→ 監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としない。

### (2) 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が 36 協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- ② 賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導。
- ④ 長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。

### (3) 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

## 3 使用者団体等に協力要請を実施します

キャンペーンの実施に当たり、平成 27 年 10 月 20 日(火)から 27 日(火)にかけて、東京労働局長等が使用者団体等を訪問し、協力要請を行いました。

		
東京経営者協会 川本専務理事(右) 要請書を手交する渡延労働局長(左)	東京商工会議所 高野常務理事(右)に 要請書を手交する渡延労働局長(左)	東京都中小企業団体中央会 大村会長(左)に、 要請書を手交するする渡延労働局長(右)

	
東京都商工会連合会 傳田専務理事(右)に 要請書を手交する岩瀬労働基準部長(左)	日本労働組合総連合会東京都連合会 岡田会長(右)に、 要請書を手交する渡延労働局長(左)